

# 拓殖大学 大学院学位論文審査基準

## 商学研究科研究科

### ◆修士論文

修士の学位の授与に関して、学位申請者が提出した修士論文を、以下の審査項目について、主査1名と副査1名以上により論文審査と口頭試問による総合評価を行い、可否（合否）を決定（判定）する。

1. 問題意識が明確であること
2. 先行研究の検討・吟味が十分にされていること
3. 文献資料・事実調査が十分になされていること
4. 論旨が明瞭であること
5. 分析・考察に独自性がみられること
6. 研究方法が研究目的・内容に即した適切なものであること
7. 言葉の選択、注、引用が適切になされているなど研究論文としての体裁が整っていること

### ◆博士論文

博士の学位の授与に関して、学位申請者が提出した博士論文を、商学研究科に所属する教授又は准教授3名からなる受理審査会において形式審査の上、審査の対象となりうるものにつき主査1名と副査2名以上の審査委員会で組織し以下の審査項目について審査する。これに基づき研究科委員会出席委員の3分の2以上の賛成を得て可否（合否）を決定（判定）する。

審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を本学学位規程第11条により行う。

1. 当該学問分野の研究に対し貢献するものであること
2. 問題意識が明確であること
3. 先行研究の検討・吟味が十分にされていること
4. 文献資料・事実調査が十分になされていること
5. 論旨が明瞭であること
6. 分析・考察に独自性がみられること
7. 研究方法が研究目的・内容に即した適切なものであること
8. 言葉の選択、注、引用が適切になされているなど研究論文としての体裁が整っていること

(注) 他人の論文の盗用などの倫理に反することはもとより評価の対象とはならない。